

行政処分の公表

弊社は、東北運輸局から下記の行政処分を受けました。この度の処分を厳粛に受け止め、今後関係法令の遵守および万全の安全対策を執り、全社一丸となって再発防止に努めてまいります所存です。

記

1. 行政処分の交付年月日 平成30年2月2日
2. 対象営業所 山形南営業所
3. 行政処分の内容
 - ①事業の停止処分 平成30年2月2日から平成30年2月8日まで（7日間）
 - ②事業用自動車の使用停止処分
平成30年2月9日から平成30年2月25日まで
（6両×17日間停止）
平成30年2月9日から平成30年2月26日まで
（1両×18日間停止）
 - ③文書警告
4. 違反の内容
 - ①事業の停止処分
 - （1）「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令」に該当しない者に対し、乗務の下命・容認を行っていた。（道路運送法第25条）
 - ②事業用自動車の使用停止処分
 - （1）「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令」に該当しない者に事業用自動車の運転を行わせていた。（道路運送法第25条）
 - （2）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省で定める事項を遵守していなかった。（道路運送法第27条第3項）
 - ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
 - ・運行管理者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）
 - ・自動車事故報告書の提出を行っていなかった。
（道路運送法第29条）

③文書警告

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省で定める事項を遵守していなかった。(道路運送法第27条第3項)

・運行管理補助者の選任の届出を行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)

5. 当該処分にに基づき講じた措置

(1) バス運転資格認定基準を見直し大型二種免許取得者であることを条件とします。

(2) 認定に際し上申する稟議書に大型二種免許取得者であることを証明するコピーを添付します。

(3) 法令を中心とした勉強会の実施を運転者に対して行います。一般的な指導及び監督のマニュアルに沿って年2回以上実施します。

(4) 運行管理者並びに経営者は外部より講師を招き逐次勉強会を実施します。

(5) 経営者は営業所の巡回回数を増やし点呼体制の確認と乗務員とのコミュニケーションをとります。

平成30年3月1日

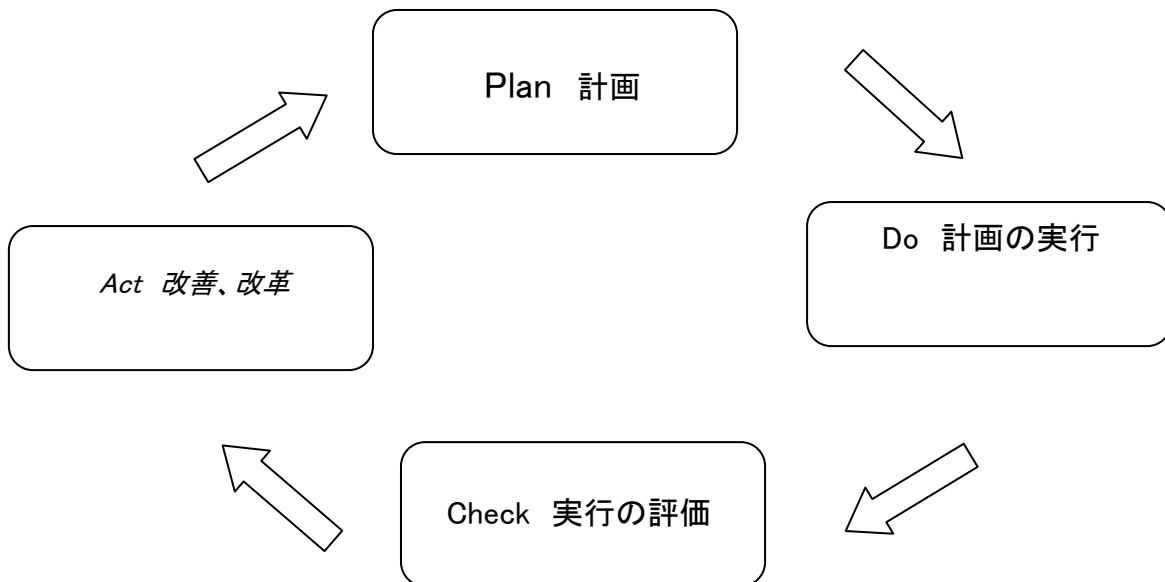
山交ハイヤー株式会社
代表取締役社長 秋場正彦

平成29年6月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

山交ハイヤー株式会社

当社では、「輸送の安全確保」のため、安全管理規程を策定し、「輸送の安全に関する計画（Plan）」、「計画の実行（Do）」、「実行への評価（Check）」、「改善、改革（Act）」、を確実に実施して輸送の安全性向上に努めております。



1、輸送の安全に関する基本的な方針

「絶対無事故」

大切なお客様を、もっと大切に

当社は、旅客運送事業者として、旅客の安全輸送が最重要事項であること、また公共事業としての社会的責任を自覚し、全従業員が常に安心・安全の向上を図ります。

- (1) 社長及び役員は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報については、公表いたします。

2、事故に関する統計

平成28年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

3、輸送の安全に関する目標

道路交通法を遵守し、法令違反運転のゼロを目指すとともに、健康管理の重要性を認識させ過労運転の絶無を期します。

- (1) 自動車事故報告規則第2条に基づいて報告を必要とする事故件数を〔0件〕とする。

4、平成29年度、輸送の安全に関する重点施策及び計画

- (1) 始業点呼、終業点呼の確実な実施、もし・・・、かも・・・運転の実践を図ります。
(2) 社内に於いて必要な情報を伝達、共有し同類の事故を防ぎます。
(3) 事故調査委員会を開催し事故事例を基に、原因・要因等を検討し、再発防止策の周知を徹底し、指導します。
(4) 教育、研修の具体的な計画を策定し、的確に実施します。
(5) 社員全員がエコドライブを行う事により、地球環境にやさしく、資源を大切にし、事故の削減を目指します。
(6) 全社員が飲酒運転撲滅に取り組みます。

5、平成29年度、輸送の安全に関する教育、研修

事故発生者の本社カウンセリング、適性診断受診,その他必要な教育、研修を行います。計画については【別紙 1】の通りです。

- (1) 訓練コースにて実走行訓練を行います。
(2) 外部講師を招き事故防止机上訓練を行います。
(3) 営業所にて、中型貸切バス担当者の実技走行訓練を行います。
(4) 各営業所、班単位毎に毎月教育指導訓練を行います。
(5) サービス向上の為、サービス向上委員会を開催しサービス実践向上に努めます。

6、輸送の安全に関する内部点検

経営トップが各営業所、各部門の巡回監査を行い、事故削減・防止に向けた取り組み、及び、職員・乗務員に対する安全意識の徹底を点検・指導します。

7、安全管理規定

安全管理規程については、【別紙 2】のとおり定めています。

8、輸送の安全に関する指揮命令系統

指揮命令体系については【別紙 3】のとおりです。

9、重大事故、災害等に関する報告連絡体制

事故・災害等に関する連絡体制は【別紙 4】のとおりです。

10、お客様からのご意見

当社では、お客様から愛され、親しまれる会社を目指します。またお客様からのご意見等に対し真摯に耳を傾け、更なるサービスの向上に努めます。

- (1) 電話等による苦情等に対しては、苦情処理簿に内容を記録し、原因究明する事により、苦情の全般を把握し、利用者サービスの向上に努めます。
- (2) 当社ホームページのお問い合わせフォームからのご意見、ご要望もお受けしております。

11、安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者には
常務取締役 植木 茂 を任命しています。

別紙 1

平成29年度「輸送の安全・サービス向上・教育・指導」年間計画

〔絶対無事故〕

- 1、「絶対無事故」事故ゼロの徹底
- 2、「大切なお客様をもっと大切に」の接客・接遇の実践
- 3、「おもてなしの心」を全社員で推進

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
輸送の安全 計画	子供・高齢者・自転車との事故防止強化月間			バック・接触・巻き込み事故の防止強化月間		
	事故調査委員会	バック事故 再発防止訓練	新人観光研修 ジャンボにて	サービス 向上委員会	事故調査委員会	観光貸切研修
	運輸局・山形県・市町村・協会等が企画実施する安全運動は、連携又は順拠して確実に取り組む					
	春の交通安全 県民運動		飲酒運転撲滅 強化月間	夏の交通安全 県民運動		秋の交通安全 県民運動
サービス向 上計画	接客接遇に優れた対応			移動時間の快適空間		
	大切なお客様をもっと大切にの精神 乗降時は明るい笑顔のあいさつ			清潔な車内保持と適切な車内温度 清潔な身だしなみと的確な会話		
運転者への 指導監督指 針	高齢者・子供・自 転車・バイク等の 交通弱者の事故 防止	営業区域の地理 および道路・観光 地の習得	運行の安全及び 旅客の安全を確 保するために遵 守すべき事項	旅客の乗車時、降 車時の安全確保	飲酒運転、酒気帯 び運転防止の徹 底	旅客公衆に対する 接客接遇
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
輸送の安全 計画	早めの点灯で薄暮時夜間の事故防止強化月間			冬の安全運転五則遵守で事故防止強化月間		
	事故調査委員会	冬道安全講習会	貸切バス乗務員 事故防止研修	交番編成委員会	事故調査委員会	サービス 向上委員会
	高齢者の交通 事故強化月間		冬の交通安全 県民運動			雪解け期における 事故防止
サービス 向上計画	迎車時下車してのドア開閉の徹底			真心の送迎で感謝の運行		
	乗降時のドア開閉の安全確認 荷物の持ち運び・忘れ物確認			指令室からの配車指示遵守 真心と感謝の気持ちで迅速な運行		
運転者への 指導監督指 針	安全運転のため の健康管理の徹 底	乗客の乗降時の ドア開閉の基本 と安全確保	危険予測及び回 避	運転の適性に 応じた安全運転と 危険回避の運転	冬の安全運転 五則を遵守した 運転と事故防止	事業用自動車を運 転する場合の順守 すべき事項
教育指導 随時	点呼執行者研修、貸切バス運転士認定訓練、貸切運転士研修、ドライブレコーダーの映像解析を用いた指導、地理研修、運転士適性診断受講後の個別指導等					

安全管理規程

山交ハイヤー株式会社
平成19年11月1日制定

目 次

第一章	総 則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 一 章 総 則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法(以下「法」という。)第22条及び第22条の2規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第 二 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方法

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については公表する、

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する指導を強化し、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修を適確に実施すること。
- 2 グループ企業と連携、協力し、輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長、営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、

当該部署、営業所を統括し指導監督を行う。

- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部点検を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 四 章 輸送の安全を確保するための事業に実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修を実施する。

(輸送の安全に関する内部点検)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大な事故災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部点検を実施する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 経営トップは事故、災害等に関する報告又は前条の内部点検の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は、必要な事項において現在よりも更に高度の安全のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の

安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部点検結果及びそれを踏まえた・措置内容については、必要に応じ外部に公表する

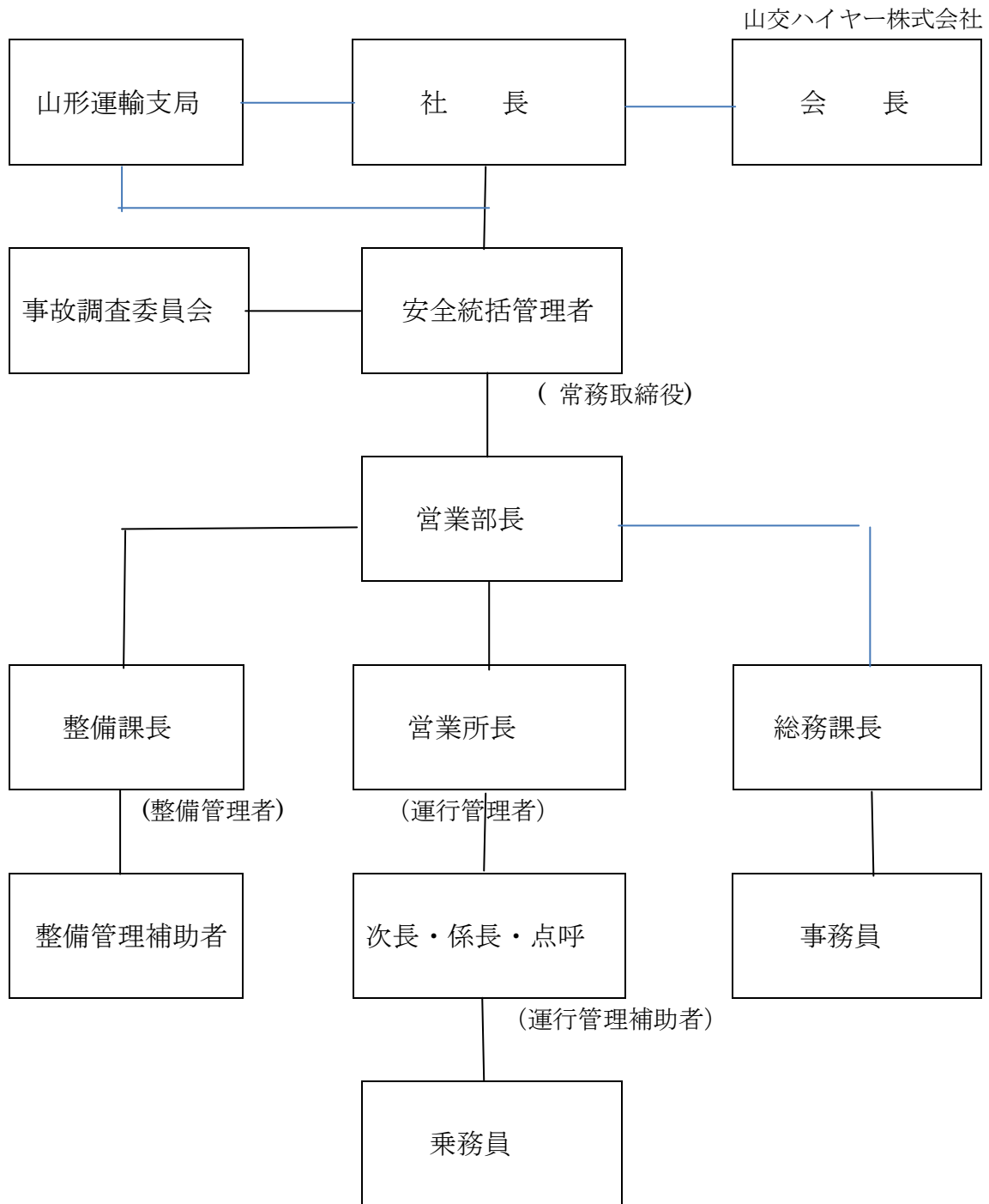
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、必要に応じ外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の資料、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部点検の結果、経営
トップに報告した是正措置又は予防措置の記録は適切に保存する。

安全輸送に関する指揮命令系統



重大事故・災害発生時連絡体制

